

特定生産緑地（市川市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項に基づき解除した特定生産緑地を同法第10条の6第2項の規定に基づき、次のように公示する。

令和7年4月30日

市川市長 田中 甲

地区番号	位置	特定生産緑地の面積	解除日
90	本北方1丁目第1 生産緑地地区	約0.10ha	令和7年3月31日
195号	須和田1丁目第16 生産緑地地区	約0.05ha	令和7年3月31日
201号	須和田2丁目第3 生産緑地地区	約0.27ha	令和7年3月31日
238号	曾谷3丁目第3 生産緑地地区	約0.28ha	令和7年3月31日